



今月のテーマ **賞金や賞品に関する税務について**

近年は少なくなりましたが、以前はクイズ番組などで一般参加者が高額な賞金や賞品を受け取ることがありました。また東京マラソンのように入賞者が賞金を受け取るようなケースもあります。この受け取った賞金や賞品について、実は税金がかかることがあり、また確定申告の必要もあることは意外に知られていないようです。今回は賞金や賞品に関する税務についてご紹介します。

1. 受け取り側の税務

(1) 課税の対象となる賞金や賞品

広告宣伝のための賞金や賞品(以下、賞金等といいます)とは、一般的に次のようなものが挙げられます。

- ① 事業を営む個人や法人が製品や事業の内容を広告宣伝するための賞金や賞品
- ② 一般視聴者が参加するテレビ番組の賞金や賞品

なお、交通安全の標語の賞金のように、国や地方公共団体等が広報を目的として行うものは上記に該当しません。

(2) 所得税及び復興特別所得税の課税

上記の賞金等を受け取った場合、受け取った金額に対して所得税及び復興特別所得税(以下、所得税等)が課税されます。この場合の賞金等は税務上一時所得に該当し、以下のよう計算します。

$$\text{一時所得の金額} = \text{収入金額} - \text{その収入を得るため} - \text{特別控除額50万円} \\ \text{に支出した金額}$$

$$\text{一時所得の課税される金額} = \text{一時所得の金額} \times 1/2$$

(3) 個人住民税の課税

賞金等には個人住民税も課税されます。基本的には所得税等と同様の方法で一時所得の金額が計算されます。

(4) 賞金等の金額

賞金等を現金や商品券で受け取る場合の一時所得の収入金額は額面金額となりますが、現物を受領した場合の収入金額は次のように決められています。

- ・株式、貴金属または不動産等・・・その受けることとなった日の価額
- ・自動車や食料品など・・・通常の小売販売価格の60%の金額

(5) スポーツに関する賞金

スポーツの大会において入賞者に賞金等が授与される場合があります。この場合も受け取った賞金等は原則として所得税の課税対象となりますが、その内容によっては一時所得と雑所得に区分する必要があるので注意が必要です。詳しくは[国税庁のQ&A](#)を参考して下さい。

なおオリンピックやパラリンピックで特に優秀な成績を収めた選手に対して、財団法人日本オリンピック委員会が交付する報奨金については所得税法で非課税所得に規定されています。

2. 支払う側の税務

(1) 源泉徴収義務

個人に対して、広告宣伝のために賞金等を支払った場合、その賞金等の支払者は賞金等の額から50万円を差し引いた残額に10.21%の税率を乗じて計算した所得税等を源泉徴収する必要があります。なお支払う賞金等の額が50万円以下であれば、所得税および復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

また、賞金等に対する所得税等をその支払者が負担する場合には、その税額は次の算式により計算します。

$$(\text{実際に支払う金銭の額または賞品の評価額} - 50\text{万円}) \div 0.8979 \times 10.21\%$$

(2) 源泉徴収税額の納付

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、賞金等を支払った月の翌月10日までに納付します。